

同時発表：千葉県政記者会、千葉民間放送テレビ記者クラブ、  
柏記者クラブ

令和6年4月16日  
環境生活部水質保全課  
043-223-3818

## 金山落におけるPFOS及びPFOAの追加調査の結果について

柏市と白井市の市境を流れる<sup>かなやまおとし</sup>金山落の名内橋では、PFOS及びPFOAの合計値が、国が定める暫定指針値を継続的に超過しています。

このため、県では柏市と連携し、令和6年3月11日に11地点で超過原因を把握するための追加調査を行い、このたび、調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

なお、今回調査した金山落及び金山落に合流する水路については、飲用に供する水源としての利用がないことから、健康に悪影響をもたらすものではありません。

### 1 調査年月日

令和6年3月11日（月）

### 2 調査地点

県：金山落本川4地点、白井市域から金山落に合流する1水路1地点、計5地点

柏市：柏市域から金山落に合流する3水路の計6地点

調査地点図等は別紙のとおり

### 3 調査結果

単位：ng/L ※暫定指針値50ng/L以下

| 調査地点        | PFOS 及びPFOA の合計値 | 調査地点 | PFOS 及びPFOA の合計値 |
|-------------|------------------|------|------------------|
| 県①<br>(名内橋) | 58               | 柏①   | 13               |
| 県②          | 10               | 柏②   | 9.5              |
| 県③          | 130              | 柏③   | 560              |
| 県④          | 120              | 柏④   | 1800             |
| 県⑤          | 15               | 柏⑤   | 1000             |
|             |                  | 柏⑥   | 1000             |

### (参考) 名内橋（県①）における調査結果

| 年度    | PFOS 及びPFOA の合計値 | 備考    |
|-------|------------------|-------|
| 令和元年度 | 349.2            | 国調査   |
| 令和3年度 | 270              | 千葉県調査 |
| 令和4年度 | 140              |       |
| 令和5年度 | 58               |       |

単位：ng/L  
※暫定指針値50ng/L以下  
※名内橋は令和3年度から継続的に調査を行っている金山落における環境基準点

#### 4 今後の対応

複数の地点で暫定指針値の超過が確認されたことから、県では、超過原因を把握するため、更なる上流側の水質調査等を、関係市（柏市、鎌ヶ谷市、白井市）と連携して進めます。

また、関係市では、暫定指針値を超過した水路沿いの井戸の所在調査を行うとともに、必要に応じて飲用井戸の水質検査を実施する予定です。

なお、名内橋においては、県が継続して調査を実施します。

#### 5 問合せ先

千葉県環境生活部水質保全課 043-223-3818

柏市環境部環境政策課 04-7167-1695

鎌ヶ谷市市民生活部環境課 047-445-1229

白井市市民環境経済部環境課 047-492-1111

(参考)

## 1 PFOS・PFOAとは

有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とペルフルオロオクタン酸 (PFOA) は、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内では、PFOS、PFOA はいずれも既に製造・輸入等が原則禁止されています。(PFOS は平成 22 年 (2010 年)、PFOA は令和 3 年 (2021 年))

### 【主な用途】

PFOS：半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤 等

PFOA：フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤 等

## 2 PFOS及びPFOAの基準等

国は令和 2 年 5 月 28 日、PFOS 及び PFOA を人の健康の保護に関する要監視項目<sup>※注1</sup>に位置付け、公共用水域及び地下水における指針値 (暫定) を 1 リットルあたり 50 ナノグラム (50ng/L、PFOS と PFOA の合計値) 以下に定めました。

水質汚濁防止法では、指定物質<sup>※注2</sup>に指定されているものの、排出基準はありません。

※注1 人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質

※注2 水質事故等の発生時に直ちに流出防止等の応急の措置を講じるとともに、その事故の状況を県知事等に届出することが義務付けられている。

